

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16

2 指名停止措置期間

水道機工株式会社：令和5年4月21日～令和5年10月20日（6ヵ月）

株式会社水機テクノス：令和5年4月21日～令和5年8月21日（4ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスは令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、水道機工株式会社は関東地方整備局長より監督処分（営業停止22日間）を受けた。

さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、両業者は関東地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内